

## 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に関するパートナーシップ協定書（案）

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業（以下「本事業」という。）に関して、公立大学法人大阪（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「設計者」という。）および〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）とは、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は本事業において、発注者、設計者および優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

### （調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者および優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。

2 発注者およびCMrが行う調整に対し、設計者および優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

3 発注者、設計者および優先交渉権者は、採用すべき技術提案の技術的・経済的課題を検討するため、3者協議会を設置する。なお、3者協議会とは、発注者および設計者並びに優先交渉権者の3者により組織されるもので、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案およびVE提案並びに施工実施方針の採否を検討する組織とし、定例会議においてこれを開催するものとする。

### （役割・責任）

第3条 発注者、設計者、優先交渉権者の責任は別紙「役割分担表」による。

2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、優先交渉権者から提案され、発注者により採用された技術提案およびVE提案を実施設計に反映させる等のため、優先交渉権者が確認申請上のその他の設計者となった場合は、優先交渉権者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

### （実施設計における技術協力等）

第4条 優先交渉権者は、本プロポーザル時において、優先交渉権者から提案され発注者により採用された技術提案に限らず、更なる技術的提案およびVE提案の創出に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において優先交渉権者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階における優先交渉権者からの更なる技術的提案およびVE提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、更なる技術的提案および経済的提案の創出に努めるものとする。

る。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定の締結の日から発注者および設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者および優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者および優先交渉権者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階

公立大学法人大阪

理事長 福島 伸一

設計者

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

会社名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

代表者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

優先交渉権者

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

会社名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

代表者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○